

各 位

小田原市長 加 藤 憲 一
(公 印 省 略)

公募型指名競争入札の実施について（お知らせ）

次の工事について公募型指名競争入札を行いますので、次に定める資格を有する方のうち入札参加を希望する方は、次に従い手続きを行ってください。

なお、本件は、予定価格と最低制限価格との間の範囲内で最低価格の入札をした者が複数あった場合、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者に対して審査を行いますので、ご了承ください。

1 入札に付する事項

別紙「入札案件概要書」（以下「概要書」という。）のとおりとする。

なお、本入札はかながわ電子入札共同システム（以下「共同システム」という。）による電子入札で執行する。

入札手続は、共同システムの電子入札運用基準に基づき行うものとする。

2 入札参加資格に関する事項

- (1) 平成 31・32 年度小田原市競争入札参加資格者名簿に当該案件に係る業種で登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 11 において準用する同令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に該当する者でないこと。
- (3) 建設業法第 28 条の規定に基づく指示又は営業停止命令を受けていない者。
- (4) 小田原市暴力団排除条例第 2 条第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当する者でないこと。
- (5) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けていない者。
- (6) 共同システムにより入札に参加できる者。
- (7) 国税及び地方税の滞納がない者。
- (8) 入札金額に対応した積算内訳書を提出できる者。
- (9) 建設業法に基づく技術者及び現場代理人を配置できる者。
- (10) 社会保険等に加入している者。（社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。加入の義務が無い場合を除く。）
- (11) その他当該工事に必要な資格として概要書に記載された要件を満たす者。

3 参加表明から落札決定までの日程

申請期限等については概要書に記載のとおりとする。参加者の責に帰さない共同システム上のトラブル等により共同システムの利用ができなくなった場合を除き、期限後の申請・提出は、いかなる事情があっても対応できないので注意すること。

なお、共同システム稼働時間は土日祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く平日の午前 8 時 30 分から午後 8 時まで、総務部契約検査課の開庁時間は土日祝日及び 12 月

29日から1月3日までを除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）のため注意すること。

4 入札参加資格の確認手続き

(1) 提出書類

ア 参加表明書

イ その他当該案件に必要な資格の証明として概要書に記載された書類

(2) 書類の提出方法

(1) のアについては共同システムにより、イについては概要書の指示に従い提出する。

(3) 指定様式の入手方法

共同システムの入札情報サービスシステム又は小田原市ホームページからダウンロードする。

(4) 入札参加者の決定

共同システムから指名通知書を交付することにより行う。

(5) 虚偽の申請は指名停止の対象となることがあるので注意すること。

5 設計図書等の閲覧、配布、質問等

入札に係る設計図書等の閲覧希望者は、総務部契約検査課に電話等により申請し、日時及び場所の指定を受けること。なお、入札参加資格申請受付期間内のみの閲覧とし、複写、貸出はしない。

設計図書等については、概要書に提示したとおり、指名通知書に添付しての配布、又は、総務部契約検査課での配布により取得すること。

設計図書等に関する質問がある場合は、共同システムの「質問回答」により行う。回答についても共同システムに掲載する。

なお、質問提出時に添付ファイルを利用する場合、PDF形式での添付は認めないので注意すること。

6 最低制限価格

あり。

7 入札書の提出

(1) 共同システムにより提出すること。

(2) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。）

(3) 入札執行回数は原則1回とする。ただし、開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札がないときは、再度入札を1回行う。再度入札を行う場合は共同システムにより通知をする。再度入札を行った結果、落札者がいない場合、当該案件は不調とする。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は最低制限価格未満の価格をもって入札した者は再度入札に参加できない。

(4) 入札にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令に違反することのないよう十分注意すること。当該関係法令に違反す

る恐れ、あるいは事実が開札前に確認された場合、入札を延期又は中止する場合がある。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約解除等の措置をとることがある。

8 入札金額の内訳書の提出について

- (1) 入札書の提出の際に併せて、入札金額の内訳書（入札金額を積算したもので、本工事内訳書の大内訳）を共同システムにより提出すること。
- (2) 内訳書の様式は、指名通知書に添付した書式がある場合を除き、小田原市ホームページからダウンロードする。
- (3) 内訳書の内容に誤りがある場合は、入札は無効とする。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 資格要件を満たさない者が行った入札
- (2) 共同システムの入札参加資格について事実と異なった登録をしている者、虚偽の登録をした者、又は登録内容の変更を怠っている者が行った入札
- (3) 意思表示が不明確な入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合と、その構成員が参加した入札
- (6) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合で、それらが参加した入札

10 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内（最低制限価格以上）で、最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とする。

開札後、入札参加者全員に共同システムより保留通知を発行する。保留通知に落札候補者の入札書記載金額を記載するので、各自確認すること。落札候補者となった者には、総務部契約検査課から連絡するので、連絡を受けた日の翌開庁日の正午までに、総務部契約検査課に「12 落札候補者の提出書類」を持参して提出すること。

落札候補者の資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定する。

審査の結果その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とする。以下要件を満たす者が確認できるまで、次に価格の低い入札者に同様の資格審査を実施する。

ただし、同価のため複数の者が落札候補者となった場合は、共同システムによるくじ引きにより落札候補者として事後審査を行う順番を決定し、第1順位となった落札候補者について審査をした上で、要件を満たしたことが確認できた場合に落札者として決定する。

なお、くじ引きの詳細については、別添「工事に係る電子入札案件における電子くじの取扱いについて」を参照のこと。

11 設計書の確認及び疑義申立期間

落札保留通知から開札日の翌開庁日の正午までの期間、この入札に入札書を提出した者からの希望があれば、本市設計書（土木系工事—本工事内訳書（種別内訳書）、建築系工事—工種別内訳書（種目別・科目別）まで）の確認ができるものとする。確認を希望する者は、契約検査課において社員証等を提示し、入札に参加した者であることを証明した上、押印（社印、代表者印）した工事内訳書（土木系工事—本工事内訳書（種別内訳書）、建築系工事—工

種別内訳書（種目別・科目別）まで）を提示する。

なお、同期間に行える疑義の申立方法等については、小田原市ホームページ内の「疑義申立てについて」のとおりとする。

1.2 落札候補者の提出書類

(1) 落札候補者の提出書類

ア 配置技術者に関する書類

(ア) 配置予定技術者調書

(イ) 配置技術者の資格が確認できる書類

(ウ) 入札参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な3箇月以上の雇用関係にあることが確認できる書類

直接的かつ恒常的な3箇月以上の雇用関係にあることが確認できる書類とは、健康保険証（事業所名称の記載のあるもの）、雇用保険証、特別徴収義務者あての住民税税額通知書、変更通知書等公的書類の写し等とする。

なお、配置技術者については、請負金額が3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）の場合、施工現場に専任で配置することを要し、当該技術者については、配置予定技術者調書提出時に他の工事に従事していないことも要するので注意すること。

その場合、次の書類も上記（ア）（イ）（ウ）とあわせて提出すること。

(エ) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類（建設業許可申請書及び専任技術者証明書（共に副本））の写し。

イ 配置現場代理人に関する書類

(ア) 配置予定技術者調書

(イ) 直接的な雇用関係にあることが確認できる書類（上記ア（ウ）を参照のこと。）

なお現場代理人については、配置予定技術者調書提出時に他の工事に従事していないことを要するので注意すること。（現場代理人の常駐緩和措置を適用する案件において、現場代理人兼務届の提出がある場合を除く。）

(ウ) 現場代理人の常駐義務緩和措置を適用する案件において、現場代理人の兼務を希望する場合は現場代理人兼務届（適用の有無については、概要書及び別添「現場代理人の常駐義務緩和措置について（試行）」を参照のこと。）

ウ 法人市民税（小田原市に係るもの）及び固定資産税・都市計画税（小田原市に係るもの）の納税証明書の写し

法人市民税については直前期分の納税証明書の写しを、固定資産税・都市計画税については公表日時点で納期が到来している直前期の納税証明書の写しをそれぞれ提出すること。

なお、市税納付後3週間以内に納税証明書を交付申請する場合は、申請窓口に必ず領収証書原本（口座振替の場合は記帳した振替口座の通帳）を持参すること。

また、落札候補者の資格要件確認のため、必要に応じて追加の書類の提出を求める場合がある。要求があった場合はすみやかに提出すること。

(2) 提出期限及び提出方法

落札候補者として連絡を受けた日の翌開庁日の正午までに、総務部契約検査課に持参して提出すること。

(3) その他

落札候補者となった後、技術者の配置ができない等の理由で辞退する場合は、落札候補者として連絡を受けた日の翌開庁日の正午までに、辞退届を総務部契約検査課に持参して提出

すること。

なお、期限までの届出をせずに、落札後契約を辞退すると「不正又は不誠実な行為」として指名停止措置の対象とするので注意すること。また、落札候補者であるにも関わらず、期限までに必要書類の提出がなかった場合も指名停止措置の対象とするので注意すること。

1.3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金銭的保証とする。

1.4 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

1.5 前払金

当該工事の契約金額が500万円以上で、なおかつ工期が40日を越える場合、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第3条の登録を受けた保証事業会社の保証を受け、請求することにより、契約金額の100分の40以内の前払を行う。

1.6 中間前払金

前払をした場合、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、既に支払った前払に追加して、契約金額の100分の20以内の前払をすることができる。ただし、この場合も公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第3条の登録を受けた保証事業会社の保証を受け、請求すること。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払の支払がされていないこと。

1.7 その他

- (1) 落札者が契約締結までに資格要件を満たさなくなった場合、契約を締結しない。
- (2) 入札金額の算出にあたっては、設計図書中の設計書を優先することとする。
- (3) 落札者が、決定を受けた日から7日以内に当該契約を締結しない場合、その効力を失う。
- (4) 万一、共同システムに障害が発生した場合は、入札を中止又は延期することがある。
- (5) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがある。
- (6) 入札が中止又は延期となった場合、入札のために要した費用を小田原市へ請求することはできないものとする。
- (7) 「9 入札の無効に関する事項」(5)及び(6)に関し、当該事項を遵守する目的で辞退する者を決めるため当事者間で連絡を取ることは談合と解さない。なお、前述の場合を除いて、入札参加者間において当該入札に関して相談を行ったことが判明した場合は、厳正に対処する。

- (8) 本市公正入札調査委員会より、入札の執行にあたり求められた書類の提出が無い場合は、入札を無効とする。
- (9) 技術者及び現場代理人を工事現場に専任で設置すべき期間は、原則として、契約日から検査完了日までとする。
- (10) 前各項に定めるもののほか、当該工事の契約については小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）の定めるところによる。
- (11) この入札についての問い合わせ先は、総務部契約検査課契約係（電話0465-33-1323）とする。